

- 支援対象 千代田区内に本店及び雇用保険適用事業所がある中小企業事業主（要件あり）
詳細は、千代田区ホームページをご覧ください。
<http://www.chiyoda.lg.jp/koho/shigoto/jigyosho/josei/ryoritsushien/index.html>

● 支援制度の内容

名 称	交付要件	助成金額	交付上限 (1年度)
制度導入奨励金	配偶者出産休暇、育児目的休暇、子の看護休暇、介護休暇などを、有給休暇としていることを就業規則等に直近1年以内に規定していること。	15万円	1件
配偶者出産休暇・ 育児目的休暇奨励金	【配偶者出産休暇】 従業員の配偶者が出産した際、2日以上取得できる有給の特別休暇制度を就業規則等に規定し、従業員が取得していること。 【育児目的休暇】 男性従業員が、子の出生後8週間以内に取得できる育児支援のための休暇制度を、有給の特別休暇制度として就業規則等に規定し、1日以上従業員が取得していること。	3万円	5件
子の看護休暇制度奨励金	子の看護休暇を有給としていることを就業規則等に規定し、1人につき年度内3日以上取得者がいること。	2万円	5件
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金	男性従業員が育児休業を開始し14日以上又は育児短時間勤務を継続1か月以上取得していること。	3万円	5件
介護休業・介護休暇・介護短時間勤務奨励金	従業員が介護休業を開始し14日以上、介護休暇を年度内3日以上又は介護短時間勤務を開始し1か月以上取得していること。	3万円	5件
代替要員引継期間助成金	育児休業・介護休業取得者の業務を代替要員に引継ぐため、休業開始日の属する月の前月1日以降に、代替要員を新たに雇入れ、給与を支払っていること。	代替要員 1時間当たり 1,000円、 上限15万円	5件

お問合せ

千代田区役所国際平和・男女平等人権課

☎ 03-5211-4166

✉ kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp